

第7章

補助金・相殺措置

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

1995年、WTO協定の1つとして「補助金及び相殺関税に関する協定」（以下、補助金協定）が発効した（同協定が策定された背景について詳しくは、2017年版不正貿易報告書323-324頁参照）。補助金協定は、途上国に対する配慮規定が存在するものの、全WTO加盟国に適用される。補助金協定は、補助金の定義を明確化した上で、①あらゆる場合に禁止される補助金（輸出補助金・国内産品優先補助金がこれにあたる。）、②他国に「悪影響」を与えた場合には撤廃等を求められる「特定性」のある補助金について、WTOによる補助金の撤廃勧告及び相殺関税という2つのルートを用意している。以下、紛争解決手続による先例の積み重ねによって見えてきた補助金に関するルールの内実・限界について概観する。

(2) 法的規律の概要

①補助金の定義

補助金協定において、補助金とは、①政府又は公的機関からの、②資金的貢献によって、③受け手の企業に「利益」が生じるものと定義されている。

以下、この3つの要件について順に検討するが、資金的貢献とは、政府が企業に対して対価を得ることなく給付する「贈与」に限られず、減税措置や物品・サービスの提供といったものも含まれる点で、我が国の国内法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等）における「補助金」よりも広い概念である点については注意が必要である。

また、補助金協定は物品貿易に関する協定であり、その規律は補助金による利益が物品に上乗せされる場合を前提としている点にも注意が必要である。サービス貿易に影響を与える補助金も考えられるところではあるが（例えば、教育サービスの輸出としての教師等の専門家派遣に対する政府支援など）、サービス貿易に関する補助金はGATS第15条に基づき交渉中であり、現状、具体的な規律は存在しない。したがって、補助金が物品の貿易に影響を与えるのか、サービス貿易に影響を与えるのか（あるいは両方に影響を与えるのか）を把握することがまず重要である。

(a) 「政府又は公的機関」（補助金協定第1条1(a)(1)）

「政府」とはすべての政府機関を含む概念であるが、補助金協定は「公的機関」とはいかなる機関を指すものかについて具体的には規定していない。この点、上級委員会は、「公的機関」というためには、政府が株式を保有しているという事実（すなわち、国有企業であること）だけでは足りず、政府権限を保有ないし行使し、あるいは委譲されているという事実が必要であると判断した（米国-中国製品に対するAD・相殺関税措置（DS379）上級委報告書パラ317）。また、上級委員会は、公的機関性の認定の焦点は、組織自体、組織の核となる性質、組織と政府の関係であり、資金的貢献行為ではないため、当該組織による具体的な資金的貢献行為が政府権限と関連していることを常に示す必要はない、と判示した（米国-中国からの特定の輸入品に対する相殺関税措置（DS437）履行確認手続上級委報告書パラ5.100-5.101）。上級委員会が示した判断基準によれば、政府の株式保

有比率が低い企業であっても、組織の性質や政府との関係に基づき、政府権限の保有・行使・授権が認められる場合は、「公的機関」に当たりうる。他方で、経営再建のために一時的に国有化された企業の場合は、そのような国有化によって当該組織について政府権限の保有・行使・授権が生じるわけではないため、「公的機関」になるわけではないと思われる。

この判断基準の具体的な適用事例としては、まず、公的機関性が否定された事例（相殺関税調査における、公的機関性を肯定した調査当局の認定について、パネル又は上級委員会が協定不整合であると判断した例）として、鉄鋼等を生産している国有企業について、調査当局が、もっぱら政府が当該企業を過半数保有ないし支配しているか否かのみを検討しており、政府機能を行使する権限が委譲されているとの証拠はないとして、「公的機関」性を肯定した当局の認定を協定不整合と判断した事例（米国-中国からの特定の輸入品に対する相殺関税措置（DS437）パネル報告書パラ 7.73-7.75（当該判示は上訴されず確定））がある。また、インド政府が 98%保有する鉱物開発公社であっても、インド政府が実際に当該企業とその行為に対して有意な支配を行使（exercise）したか、当該企業が政府機能を果たしているか（perform）等を検討せず、政府保有、役員任免権等の支配に関する形式的指標（formal indicia of control）しか検討していないとして、協定不整合と判断された（米国-インドからの熱間圧延鋼板輸入に対する相殺関税措置（DS436）上級委報告書パラ 4.42-4.47）。さらに、軍人年金基金が支配的な保有比率を持つ企業について公的機関性を肯定した調査当局の認定についても、①軍人年金基金自体に経済面・運営面での自律性（autonomy）が認められ、軍人年金基金の役員である軍人・政府役人が政府の指示に基づき意思決定をしている旨の証拠がないことから、軍人年金基金による支配行使を政府に帰責できず、また、②対象企業自身が軍人年金基金と独立した商業規律に基づく行為をとっていることを適切に考慮していない等とし、協定不整合と判断された（米国-トルコからのパイプ・チューブ製品に対する相殺関税措置（DS523）パネル報告書パラ 7.39-7.40、7.61（上訴審係属中））。

他方で、公的機関性が肯定された事例（相殺関税調査における調査当局の公的機関性を肯定する認定について、パネル又は上級委員会が協定不整合でな

いと判断した例）としては、中国の国有商業銀行について、調査当局が、保有・支配以外の要素（産業政策に従う義務、政府による役員任免、リスク・マネジメント及び分析スキルを欠くこと等）も認定し、国有商業銀行と中国政府の関係に関する幅広い証拠を検討したうえで、国有商業銀行が、政府に支配され、特定の政府機能を効果的に行使したと認定したことから、公的機関であるとの結論は協定不整合ではないと判示された事例（上記 DS379 上級委報告書パラ 356）がある。また、上記 DS436 の履行確認手続では、再調査において、調査当局が、同じ鉱物開発公社を改めて公的機関と認定する際、政府任命役員によって政府方針に整合的で非商業的な輸出方針が採られている旨の認定（政府が同社に有意な支配を及ぼしていると推認させる事実と評価できる）、同社は政府保有の公共資産である鉄鉱の開発調整という政府機能を行使している旨の認定等を加えた点を評価し、協定不整合ではない、と判断された（上記 DS436 履行確認手続パネル報告書パラ 7.53、7.59、7.92（上訴審係属中））。さらに、上記 DS437 の履行確認手続でも、調査当局が、再調査において、同じ中国の国有企業につき、調査当局が、政府保有比率に留まらず、国有企業や市場に対する政府の介入を示す諸事実を認定することにより、当該組織と政府の関係性、当該組織の事業に関連する法的経済的環境、関連セクターにおける政策の射程・内容、政府による当該組織に対する有意な支配等の公的機関性の分析に関連する要素を検討していること等から、公的機関性を肯定した認定は協定不整合ではない、と判示されている（上記 DS437 履行確認手続パネル報告書パラ 7.76-7.79、7.104-7.107（上級委はパネルの結論を支持（同上級委報告書パラ 5.105）））。

（b）「資金的貢献」（補助金協定第 1 条

1 (a) (1) (i)-(iv))

補助金協定における「資金的貢献」とは、政府からの贈与に限らず、貸付・出資・債務保証・減税等の収入の放棄、物品及びサービスの提供といったあらゆる財産的価値の積極的消極的移転を含む概念である。

物品・サービスの提供や物品の購入といった措置は、我が国の国内法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等）においては「補助金」にはあたらないが、例えば、政府による物品の購入が不相当な対価でなされていた場合、相当ではない対価部分については政府から「贈与」がなされた場合と同様の経済的な効果が生じることになる。このような現象を補助金協定の規律から排

除することは、政府からの贈与と同様の効果を狙っての不当な対価での物品購入といった「迂回」を許すことにもなりかねない。したがって、対価の相当性については後述の「利益」の有無という要件で判断されることになるが、補助金協定は「利益」を生む可能性のある政府からの財政的措置については、ひとまず「資金的貢献」にあたるものとして捉え、実質的な判断は「利益」の要件で審査することを求めているものと考えられる。

そうすると、「資金的貢献」の要件は、財政的措置ではない政府による措置については補助金協定の規律の対象外とするという機能を有しているものといえる。例えば、政府が規制権限を行使して特定製品について市場価格よりも高い公定価格を決定し、同価格以下での販売を禁止した結果、同製品の生産者に利益が生じたとしても、その事実のみでは政府からの財政的措置があったとはいえないので、このような措置は補助金協定の対象外となる。

なお、「資金的貢献」が民間団体によってなされた場合であっても、それが政府又は公的機関からの委託・指示を受けてなされた場合には、政府又は公的機関からの資金的貢献があったものとして扱われる（補助金協定第1条1(a)(1)(iv)）。この規定は、政府が民間団体を介して補助金を供与することで補助金協定の規律から逃れることを防ぐために設けられたものであり、政府が民間団体をその「代理」として使って補助金を供与する場合も補助金協定の対象とする趣旨である（US-DRAMS 上級委パラ 113 - 116）。委託・指示の内容について、上級委員会はいかなる行為がこれに該当するか抽象的に示すことは困難としつつ、政府による行政指導が委託・指示に該当し得ると判断している。

(c) 「利益」について（補助金協定第1条1(b)）

前述のとおり、補助金協定上の補助金とは「資金的貢献」によって「利益」が生じるものであるが、上級委員会によれば、「利益」とは、市場価格と比較して政府による資金的貢献の方が受け手にとってより有利な条件であることを意味する（カナダ-民間航空機（DS70）上級委報告書パラ 157）。すなわち、政府が受け手から資金的貢献に見合った相当な対価の支払を受けない場合、受け手に「利益」があると判断されることになる。具体的には、政府が民間企業に金

錢を一方的に贈与した場合はもちろん、民間の金融機関よりも低い利率によって政府が融資した場合や、政府が市場価格よりも高い価格で企業から物品を購入することなども、資金的貢献の受け手に「利益」があると判断されることになる（具体的な事例は補助金協定第14条に例示されている。）。

このように、「利益」の有無は市場価格や金利といった市場における条件等との比較によって決まる。もっとも、何が「市場価格」なのかは具体的事例によっては明らかではないケースも多い。例えば、融資は融資先の信用力、融資事業の有望性、融資金額、その時点での市場金利等のあらゆる事情を考慮した上で、融資する金融機関がそのリスクを判断し、借り手企業と交渉の上、最終的に条件が確定するものである。政府から融資を受けた企業が「利益」を受けたといえるか否かを判断するためには「市場価格」が何であったかを決めなければならないが、政府によって融資を受けた借り手と全く同一の状況にあって民間金融機関から融資を受けた企業が存在するとは想定しにくいと、比較すべき「市場価格」は現実には存在しない価格を様々な状況から推定して決める必要がある。したがって、比較すべき「市場価格」として何が適切かについて、パネルないし上級委員会が政府からの資金的貢献がなされた際の事情を分析した説得力のある議論・証拠を求める傾向が見られる。

この点、直接的には相殺関税措置に関する補助金協定第14条に関する判断ではあるが、先例では、利益性判断のベンチマークとなる市場価格について、同条(d)（物品の安値提供態様の補助金につき、ベンチマークは補助金交付国で浸透した市場条件との関連で決定される旨規定）上、関連市場における民間価格が歪曲されている場合は、当該市場の民間価格以外のベンチマークを使用しうるとしつつ、そのような代替ベンチマークは、補助金交付国の比較優位性が正確に反映されるように調整される必要がある、と判示した（米国-カナダ産木材補助金に対する相殺関税措置（DS257）パネル報告書パラ 108-109）。また、上記 DS437 上級委員会は、融資態様の補助金における利率のベンチマークについても同様に代替指標の余地を認め、ただし、当該市場で利用可能な商業的融資に近似するよう調整する必要がある（同パラ 489）としている。また、国内関連市場の市場価格・利率が歪曲しているか否かの判断に関しては、政府が関連市場において支配的な供給者である場合には限られず（上記 DS379 上級委報告書パラ 453）、検討市場の性質・構造（市場を構成する各組織の種類や市場シェア、参入障壁を含む）など、関連市場の

様々な側面を検討して事案ごとに検討する必要がある（上記 DS436 上級委員会報告書パラ 4.157）、また、広範な政府介入による国家経済一般や産業セクター全体の「市場」歪曲では足りず、そのような政府介入が対象製品の「価格」歪曲に帰結したことが示される必要がある（上記 DS437 履行確認手続上級委員会報告書パラ 5.170- 5.172）、と判示されている。

また、政府介入によって新しい市場が創設されたケースで、上級委員会は、当該政府介入それ自体は「利益」の供与、すなわち、補助金を構成しないとし、「利益」の認定に当たっては、「関連市場」を特定した上で、比較すべき「市場価格」に基づいて利益分析を行うべき旨の判断を示している。具体的には、カナダ-オンタリオケースで上級委員会は、補助金措置の客観的目的・構造自体で「利益」の存在が推定されるという日本の主張を認めず、「関連市場」として「再生可能エネルギー市場」を特定し、オンタリオにおける過去の再生可能エネルギー供給制度（Renewable Energy Supply）における再生可能エネルギー市場価格を考慮し利益分析を行うよう要求したことで、実務上「利益」の認定に当たっては「市場価格」との比較が要請される旨示唆された（カナダ-FIT（DS412、426）上級委員会報告書パラ5.190）。

なお、資金的貢献の受け手に「利益」があると判断される場合、当該受け手によって生産される産品に補助金の利益が上乗せされるが、当該産品が原材料等である場合（いわゆる「川上産品」）、それを原材料として使用して生産される産品（いわゆる「川下産品」）にも補助金の利益が上乗せされている可能性がある。具体的には、上級委員会は立木を伐採して丸太を製造販売する業者に対する補助金の利益が、「補助産品」である立木を通じて丸太加工業者が生産する軟材に移転したことが立証されれば、軟材（針葉樹材）も「補助産品」として相殺関税を課すことができる旨判断している（当然ながら、丸太販売業者と丸太加工業者が同一企業であるなど両者に関連性があれば、利益は当然に移転されているものと考えられる。米国-カナダ産軟材に対する相殺関税措置（DS257）上級委員会報告書パラ 155 - 156）。直接、補助金を受けている企業によって生産される産品だけでなく、補助産品を原材料として使用して生産される産品についても「補助産品」と判断される可能性がある点について注意が必要である。

②禁止補助金

以下に述べる輸出補助金及び国内産品優先補助金は、いずれも貿易歪曲性が高いものとして、他国への悪影響の有無にかかわらず供与が禁止されている。このような補助金を供与していると判断された場合、当該補助金を遅滞なく廃止するよう勧告される（補助金協定第 4 条 7）。

（a）輸出補助金（補助金協定第 3 条 1(a)）

補助金協定は、「法令上又は事実上、輸出が行われることに基づいて（唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。） 交付される補助金」の交付・維持が禁止されると規定した上で、注として、「補助金の交付が法的には輸出が行われることに基づいたものではない場合においても、当該補助金の交付が実際の又は予想される輸出又は輸出収入と事実上結び付いていることが事実によって立証されるときは、この基準は、満たされるものとする。輸出を行う企業に補助金を交付するという単なる事実のみを理由として、この第 3 条 1 に規定する輸出補助金とみなされることはない。」と定めている。この規定により、例えば、法令上、産品を輸出する場合にのみ供与されることが明記されている補助金が輸出補助金に当たり禁止されることは明らかであるが、この規定によって禁止される補助金の範囲、特に事実上の輸出補助金とは何を指すのかについては判然としなかった。

この点について、上級委員会は、補助金の供与によって輸出量が増加するというだけでは輸出補助金にはならず、輸出補助金とは国内販売に比べて輸出販売により強いインセンティブを与える性質を有する補助金であるとの判断を示した（EC-大型航空機（DS316）上級委員会報告書パラ 1045-1056）。また、補助金がそのような性質を有するか否かは、補助金を供与する政府の主観的な動機ではなく、当該補助金そのものの客観的な構造によって判断されるとした（同パラ 1051）。

具体的には、パネル及び上級委員会が輸出補助金と判断したものとしては以下のようなものがある。

- ・外国航空会社が金融機関から航空機を購入する資金の融資を受ける際、公的機関がその利子を負担するプログラム（ブラジル-小型航空機（DS46））
- ・海外の子会社を通じて輸出産品を販売した場合には、その所得について国内販売によって得られた所得以上の課税免除の特典が得られる課税制度（米国-外国小売業者への課税制度（DS108））

・輸出価格が基準価格を下回った場合、輸出者に対してその差額を補填する補助金（米国—高地産綿花補助金（DS267））

政府系金融機関による輸出に対する支援（輸出産品の購入先がその購入資金を金融機関から借り受ける際、輸入者あるいは輸入者に対して貸し付ける金融機関に輸出国の政府又は公的金融機関が低利で融資を行う形態などがある。以下、「輸出信用」）は、その融資が輸出に基づいて行われるという性質上、輸出補助金にあたる。もっとも、OECDにおける参加国間で取りきめた紳士協定であるOECD輸出信用アレンジメントに定められた条件の範囲内で供与される輸出信用は輸出補助金とみなさないこととされている（補助金協定附属書I（k）項第2段落）。なお、OECD輸出信用アレンジメントには他国がアレンジメントから逸脱した輸出信用を行った場合に、それに対応して自国もOECD輸出信用アレンジメントから逸脱した輸出信用を行うことが認められているが（マッチング）、パネルはマッチングによる輸出信用は輸出補助金とみなされない補助金にはあたらないと判断している（カナダ—航空機輸出信用プログラム（DS222）パネル報告書パラ7.157）。

（b）国内産品優先補助金（補助金協定第3条1(b)）

補助金協定は、輸出補助金に加えて「輸入物品よりも国産物品を優先することに基づいて（唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。）交付される補助金」の交付・維持も禁止される旨定めている。この規定は、GATT第3条4によって禁止されている「内国民待遇違反」にあたる補助金が禁止されることを補助金協定上も明記する趣旨で規定されているものである。すなわち、産品を生産する際に使用する部品が国内産か外国産かによって補助金の受給について差別的な取扱いをする補助金が「国内産品優先補助金」である。具体的には、国内で生産された部品を使用した場合に限って補助金を供与するものや、生産者が産品を生産する際に使用する部品について海外で生産された産品を使用する場合よりも国内で生産された産品を使用した場合に多くの補助金を受けることができる構造を有する補助金が国内産品優先補助金にあたる。この点、上級委員会は、このような補助金の差別的な構造が法令上明記されている場合に限

らず、事実上、産品の生産に国内で生産された部品の使用が優先されている補助金についても、国内産品優先補助金にあたる判断している（Canada-Autos（DS142）上級委報告書パラ143）。

なお、国内生産者に対してのみ補助金を供与し、海外生産者に対して補助金を供与しないことは内国民待遇違反にはあたらず（GATT第3条8(b)）、補助金協定上も禁止されていない。禁止されているのは、産品の生産に用いられる部品において内外差別を行うことであり、産品の生産そのものに関して国内生産者のみに補助金を供与することは禁止されていない点に注意が必要である。

農産品について、上級委員会は、国内産品優先補助金に関しては農業協定において特別の規定はなく、原則どおり補助金協定第3条1(b)の規律が適用されると判断している（米国—高地産綿花補助金（DS267）上級委報告書パラ545）。

（c）禁止補助金の効果

前述のとおり、輸出補助金と国内産品優先補助金の交付・維持は禁止されている（補助金協定第3条2）。WTO加盟国は、他の加盟国がこれらの補助金を交付・維持していると考えられる場合、紛争解決手続を利用することができる。輸出補助金に関する紛争はより迅速に処理することが必要と考えられており、紛争解決手続に関する了解（DSU）に定められている期間の半分の期間で処理されるものとされている（補助金協定第4条12）。審理の結果、パネルないし上級委員会が当該補助金は輸出補助金又は国内産品優先補助金にあたる判断した場合、加盟国に対して当該補助金を遅滞なく廃止するように勧告する（補助金協定第4条7）。具体的には、3か月以内での補助金の廃止を勧告するケースが多い。

勧告を受けた加盟国は補助金を廃止しなければならないが、具体的に何をもって補助金の「廃止」といえるのかについては明確ではない。問題となるのは、勧告を受けた補助金を今後供与しないということで「廃止」といえるのか、それとも既に供与した補助金を返金させなければ「廃止」といえないのか（さらに、返金が求められるとして、企業に供与された全額が手元に残っている利益に限られるか）である。この点については、いまだパネル・上級委員会の判断から明確になったとはいえない。

この点について、豪州—皮革事件の履行確認パネルにおいて判断が示された。

補助金廃止勧告を受けた豪州は今後補助金を供与しないということ補助金の「廃止」といえる主張し、

米国は期限までに補助金を受けた企業の手元に残っている利益が返還されなければ補助金の「廃止」とはいえないと主張した。これに対し、パネルは豪州・米国のいずれの主張も採用せず、供与された補助金の全額について返金しなければ補助金の「廃止」とはいえないと判断した（豪州—自動車用皮革補助金（DS126）履行確認パネル報告書パラ6.48）。この判断内容は我が国を含む多くの加盟国から厳しく批判され、その後、パネル・上級委員会が補助金の返還がないことをもって補助金が「廃止」されていないとの判断は示していない。補助金「廃止」勧告を満たすために企業からの補助金の返還が必要なのか否か（仮に返還が必要だとした場合、その返還の範囲）について、「廃止」の意味するところについて今後の判断が待たれる。

（d）WTO 勧告不履行の対抗措置

補助金の廃止を求める WTO 勧告が履行されない場合、協議要請した加盟国は適当な対抗措置（関税引上げ等）をとることができる（補助金協定第 4 条 10）。この「適当な」の意味について、同条は注において「この条に規定する補助金が禁止されているという事実に照らして均衡を失する対抗措置を認めることを意味するものではない。」としている。

この規定は、WTO 勧告不履行の際の対抗措置の程度について「無効化又は侵害の程度と同等のものとする。」と規定する DSU 第 22 条 4 の特則といえる。すなわち、補助金以外の協定違反に関する紛争については、他の加盟国の協定違反により協議要請した国の利益が「無効化又は侵害」されていることが WTO 勧告を受けるための要件となっている（GATT 第 23 条。なお、DSU 第 3 条 8 によって協定違反の事実により協議要請した国の利益の無効化・侵害は推定され、協議要請を受けた国が反証する責任を負っている。）。これに対し、輸出補助金及び国内産品優先補助金については、協議要請された補助金がかかる性質を有するという事実のみをもって廃止勧告がなされるのであって、協議要請した国に「無効化又は侵害」があったか否かは問われない。したがって、対抗措置の程度を画する「無効化又は侵害の程度」という概念は輸出補助金及び国内産品優先補助金には存在せず、代わりに「適当な」程度の対抗措置が認められているものと考えられる。

具体的には、「適当な対抗措置」として、政府に

よって供与された禁止補助金の総額が対抗措置の上限として認められる例が多い。もっとも、WTO 勧告の履行を促すためにはより高い程度の対抗措置が必要として、算定した額に 20% を上乗せした金額を対抗措置として認めた例もある（カナダ—航空機輸出信用プログラム（DS222）仲裁決定パラ 3.121）。このように、禁止補助金の廃止勧告不履行に対する対抗措置の上限については、仲裁人が「適当」と考える金額であり、その判断には仲裁人の裁量が事実上認められるとも評価することができる。したがって、その上限は予測できない点も多く、補助金協定以外の協定違反に対する対抗措置に比べて高額になることもあり得る点に注意が必要である。

③特定性のある補助金

輸出補助金及び国内産品優先補助金にあたらぬ補助金であっても、「特定性」のある補助金については他国に悪影響を及ぼした場合 WTO から当該補助金の廃止もしくは悪影響の除去を勧告されることになる。ここでは「特定性」とはいかなる概念か、そして「悪影響」とはいかなる場合を指すかが問題となってくる。

（a）特定性

補助金協定第 2 条 1 は特定性の有無を判断するための「原則」について定めているが、その内容は以下のようである。

- (a) 補助金の交付対象が明示的に特定の企業・産業に限定されている場合 特定性あり
- (b) 補助金の交付対象やその額が客観的な基準・条件によって定められている場合 特定性なし
- (c) (a) 及び (b) によれば特定性がないと考えられるが、事実上、補助金が特定の企業・産業に利用されていると判断できる場合 特定性あり

上記のような「原則」について、上級委員会は、(a) 及び (b) はともに補助金の受給資格に関する規定であり、特定性の有無に関して同時に両規定の要素を検討すべきだとしている（米国—中国製品に対する AD・相殺関税措置（DS379）上級委報告書パラ 368）。受給資格に関する規定であるとの観点から (a) 及び (b) を見ると、あらゆる産業が受給し得る補助金は特定性がなく、特定の産業のみが受給する補助金（すなわち、一定の企業・産業は補助金を受給する資格がない補助金）は特定性があるということが出来る。すなわち、補助金の交付要件として一定の基準や条件（例えば、売上高・収益状況・雇人数など）を定めている補助金は、当該基準・条件を満

たせばいかなる業種であっても補助金の交付を受ける可能性があるが、補助金の交付条件において特定の企業・産業のみに申請を認める補助金は、特定の企業・産業ではないという事実のみをもって補助金の交付先から当然に排斥される企業・産業が存在することになる。前者の補助金は特定性がなく、後者については特定性があると判断されることになる。

もっとも、あらゆる企業・産業が受給し得る補助金についても、その実態としては特定の企業・産業しか補助金を受給できない（あるいは受給していない）ものもあり得る。そのような場合にも「特定性あり」と定めているのが(c)である。例えば、売上高・収益状況・雇用人数など客観的な基準・条件であっても、それを満たす企業が1社しかなく、現にその1社しか補助金を受給していない場合などは、事実上、受給資格を当該企業のみで特定していることと変わりがなく、特定性ありと判断されるであろう。

なお、輸出補助金及び国内産品優先補助金は、いずれも特定性のある補助金とみなされる（補助金協定第2条3）。したがって、上記のような特定性について検討するまでもなく、禁止補助金については「特定性のある補助金」として扱われることとなり、後述のとおり、相殺関税の対象となる。

(b) 悪影響

補助金協定第5条は、「悪影響」として、①国内産業に対する損害、②GATTに基づいて与えられた利益（特に関税譲許の利益）の無効化・侵害、③「著しい害」の3つの類型を定めている。

①国内産業に対する損害については、アンチ・ダンピング税及び相殺関税の要件にもなっている概念であり、補助金協定第15条においてその損害の認定について詳細な規定が設けられている。なお、本件規定に基づく救済（WTO勧告に基づく対抗措置の発動）は、国内産業の損害防止という点で相殺関税と同一の機能を有するため、加盟国はWTO勧告に基づく対抗措置の発動と相殺関税の発動をともに実施することはできないこととされている（補助金協定第10条に対する注）。

②GATTに基づいて与えられた利益（特に関税譲許の利益）の無効化・侵害については、GATT第23条1と同一の意味で用いるものと規定されている。この点、GATT時代のパネル判断ではあるが、かかる要件を満たすためには、a) 当該補助金について関税交渉中

には合理的に予期できず、かつ、b) 当該補助金によって輸入製品の競争上の地位を低下させるものであることが必要との判断が示されている（EC-缶詰パラ55）。もっとも、b) の要件を満たす場合には、後述のとおり輸入代替が生じている（あるいは生じるおそれがある）として「著しい害」があった（あるいは、そのおそれがある）と立証することが可能であると思われるので、関税譲許の利益の無効化・侵害を殊更に主張する必要性は乏しいものと思われる。現に、かかる主張がなされたケースはほとんど存在しない。

③「著しい害」については、GATT第16条1に規定されているものであるが、その意味するところは明確ではなかったため、東京ラウンドにおける「補助金コード」によって例示された。補助金協定は、「補助金コード」の例示をさらに拡充している。すなわち、補助金協定第6条3は、補助金の効果が(a) 補助金供与国内での輸入代替・輸出妨害、(b) 第三国市場における輸入代替・輸出妨害、(c) 補助製品の価格を同一市場における同種の製品の価格よりも著しく下回らせるもの、価格の上昇を著しく妨げ、価格を著しく押し下げ若しくは販売を著しく減少させるもの、又は(d) 特定の一次産品について補助金供与国の市場占拠率を補助金の交付期間を通じて一貫して増加させるものである場合には、「著しい害」が生じることがあると定めている。これらの現象が生じていても相殺関税では対応できない。したがって、協議要請した加盟国の国内市場以外の市場がビジネスにおいて大きな価値を有する産品について協議要請・パネル設置要請される傾向にある。現に、かかる傾向を有する綿花・民間大型航空機といった産品について「著しい害」の有無が争われた。

補助金が「著しい害」を生じさせたというためには、補助金の効果と「著しい害」との間には因果関係が必要である。ここで必要とされる因果関係について、上級委員会は、「あれなければこれなし」といった条件関係では足りず、「真正かつ実質的な関係性」が必要であるとしている（米国—高地産綿花補助金（DS267）上級委パラ438）。したがって、原因と効果との関係が希薄な場合には、仮に補助金が結果をもたらした一因であったとしても、補助金協定において、補助金が「著しい害」を生じさせたと認めることはできない。

また、後述する相殺関税については、補助金による利益の額が相殺関税額の上限としての機能を有しているため、利益額を正確に算定しなければならないが、上級委員会は、補助金と「著しい害」の因果関係を判断する際

には、補助金の利益の額を正確に算定する必要はないとしている（米国－高地産綿花補助金（DS267）上級委パラ 465）。その上で、このような因果関係を判断する際には、補助金の性質を考慮することが重要であるとの判断がパネルによって示されている。このような判断からすると、因果関係の判断には定性的な判断が重要であるとのパネル及び上級委員会の判断傾向を見ることができよう。

現行協定発効以降、パネル及び上級委員会で補助金が「著しい害」を与えたと判断された補助金は以下のようなものである。

- ・国内産品を一定割合使用した場合等に限って認められる国内税の免除（インドネシア－自動車パネル報告書、なお、かかる補助金は国内産品優先補助金にあたるが、補助金協定第 27 条 3 により当時インドネシアは補助金協定第 3 条 1 (b) の適用を受けなかったという事情がある。）
 - インドネシア国内市場において、補助産品の価格を同種の産品よりも著しく下回らせたと認定。
 - ・市場価格に連動して補助金額が変動する補助金（米国－高地産綿花補助金（DS267）上級委）
 - 世界市場において同種の産品の価格を著しく押し下げたと認定。
 - ・新型民間航空機製造のための低利融資であって、完成した新型機の売上げが目標に達しない場合には返済義務を免除される補助金（いわゆる「ローンチ・エイド」。EC-大型航空機（DS316）上級委報告書）
 - EC 域内市場における輸入代替、第三国市場における輸入代替、同種の産品の販売の著しい減少をもたらしたと認定。
 - ・新型民間航空機開発のための米国政府からの資金
 - ・施設等の提供及び航空機の売上げに連動した減税措置（米国－大型航空機（DS353））
 - 第三国市場における輸入代替、同種の産品の販売の著しい減少、価格上昇の妨げをもたらしたと認定。
- このように、今まで「著しい害」を生じさせたと判断された補助金は、いずれも産品の価格を直接引き下げることを目的とするものであるといえる。すなわち、これらの補助金は、補助金という「下駄」を履かせることで市場における競争力を維持・強化しようとするものである。したがって、これらの補助金は、「下駄」が外れると同時に当該産品の競争力は失われることになる。各国の供与する補助金の多寡によって産品の国際

競争力が決せられる事態を避けようとする補助金協定の精神に照らせば、上記のような性質を有する補助金の供与が制限されることはやむを得ないともいえよう。他方、市場の失敗を是正するために必要な補助金（例えば、環境保護目的の補助金や産業構造調整のための補助金など）については、補助金という「下駄」を履かせることで市場における競争力を維持・強化を図るものではなく、むしろあるべき国際競争を促進させる性質を有するものであって、産品の価格を直接引き下げることを目的とする補助金と同列に論じられるべきではなからう。

（補論）「著しい害」の推定規定

補助金協定第 6 条 1 は、補助金が一定の定量的又は定性的な要件を満たした場合、「著しい害」が推定されることとし、補助金を供与している国が補助金協定第 6 条 3 に定める「著しい害」が生じる場合のいかなるものももたらさなかったことを証明しない限り、補助金による「著しい害」が存在することとされていた（補助金協定第 6 条 2）。

しかしながら、補助金協定第 6 条 1 の規定は協定発効後 5 年を経過して失効したため（補助金協定第 31 条）、現在、パネル設置要請を行った国はいかなる場合においても補助金協定第 6 条 3 に定める「著しい害」が生じる場合に当たることを自ら立証しなければならない。

（c）悪影響をもたらす特定性のある補助金の効果

悪影響をもたらした特定性のある補助金は、補助金による悪影響を除去するための適当な措置を講ずるか、あるいは廃止されなければならない（補助金協定第 7 条 8）。WTO 加盟国は、他の加盟国がこれらの補助金を交付・維持していると考えられる場合、紛争解決手続を利用することができる。審理の結果、パネルないし上級委員会が当該補助金は特定性を有しており、かつ協議要請を行った加盟国に悪影響をもたらしたと判断した場合、加盟国に対して 6 か月以内に補助金による悪影響を除去するための適当な措置を講ずるか、当該補助金を廃止するように勧告する。

補助金の「廃止」か「悪影響を除去するための適当な措置」かのいずれを選択するかは補助金維持・交付国の裁量に委ねられる旨、最近の先例は一致する。しかし、「廃止」「悪影響を除去」とは具体的にいかなる措置を指すのかについてはいまだ明白ではない。エアバス事件（DS316）第二履行確認パネル報告書（2019 年 12 月 2 日公表）（後記「2. 主要ケース」（4）②。）は、ロー

ン形式の補助金の「撤廃」は、利息等の契約条件を市場ベンチマークに合わせ、補助金に該当しないよう将来に向かって契約条件を修正・更改すれば足りるとの解釈を示したが、結論として補助金の「廃止」を認めなかった（EU が同月上訴したため未採択）。そもそも、補助金協定第7条8に基づく履行が適切に完了したと判断した先例はまだ存在しない。この点についても、事例による明確化が待たれるところである。

(d) WTO 勧告不履行の対抗措置

WTO 勧告が履行されない場合、協議要請した加盟国は、存在すると決定された悪影響の程度及び性格に応じた対抗措置（関税引上げ等）をとることができる（補助金協定第7条9）。

この規定が WTO 勧告不履行の際の対抗措置の程度について「無効化又は侵害の程度と同等のものとする。」と規定する DSU 第22条4とどのように異なるのかは明らかでない。

現在のところ、悪影響をもたらす特定性のある補助金に関する WTO 勧告の不履行に基づく対抗措置について判断が示されたのは米国－綿花事件の仲裁判断並びにエアバス及びボーイング事件の仲裁判断のみである。米国－綿花事件の仲裁人は協議要請国（ブラジル）が受けた悪影響（具体的には、実際に販売された綿花に関する売上が低下したこと及び本来であれば販売できたはずの綿花が販売できなかったこと）を対抗措置額の算定根拠とし、補助金がなかった場合と実際の状況を比較して算定された額を「悪影響の程度及び性格に応じた」対抗措置額とした。エアバス事件の仲裁人も、協議要請国（米国）が受けた悪影響（第三国市場における輸入代替、同種の製品の販売の著しい減少等）の金額を積算して対抗措置額の上限とした。

このように協議要請を行った加盟国が受けた損害について、現実と「WTO 協定違反なかりし場合」との差額を対抗措置額とするという考え方は、「無効化又は侵害の程度と同等のものとする。」と規定する DSU 第22条4と違いがないように思われる。悪影響をもたらす特定性のある補助金に関する対抗措置の算定がその他の WTO 協定違反に関する対抗措置と本質的に差異があるのか否かについては、今後の事例の集積により明らかになると思われる。

④補助金相殺関税

(a) 概要

補助金によっては、前述のとおり、補助金の利益によって製品の価格を押し下げ、補助金を供与していない輸入国の産品に対して競争上優位に立ち、輸入国の国内産業に損害を与えることがある。そこで、GATT 第6条は補助金から国内産業を保護するための特殊関税である「相殺関税」の賦課を認め、補助金協定は相殺関税賦課のための内容や手続について詳細に定めている。

(b) 対象となる補助金

相殺関税の対象となる補助金は「特定性のある補助金」である。「特定性」及び「補助金」の定義については前述のとおりである。輸出補助金及び国内産品優先補助金はいずれも特定性があるものとみなされるので（補助金協定第2条3）、これらの補助金も相殺関税の対象となる。他方、特定性のない補助金に対して、仮に輸入国の国内産業に損害を与えていても相殺関税を発動することはできない。

なお、特定性のある補助金であっても相殺関税の発動が制限される場合がある点に注意が必要である。

第一に、輸出補助金に対する相殺関税と AD 税が同一の事態を補償する場合には、相殺関税と AD 税を併課することはできない（GATT 第6条5）。輸出補助金は、輸出販売を国内販売よりも有利に取り扱うという性質上、輸出価格を国内販売価格よりも低くする事態を生じさせる。このような事態が生じる場合、同時に「輸出価格が国内販売価格よりも安い場合」という AD 税を賦課するための要件をも満たすことになる。このように輸出補助金によって AD 税の賦課要件を満たしている場合、相殺関税と AD 税を併課すれば、同一の事態に不必要な「二重の救済」を与えることになり適当ではない。したがって、このような場合においては AD 税又は相殺関税のいずれかを発動すれば十分であり、併課が禁止されている。他方、別個の事由を理由とした相殺関税と AD 税の同時賦課は禁止されるものではない。

第二に、国内産業に対する損害を理由とした WTO 勧告に関して対抗措置を発動した場合、同一の補助金について相殺関税を発動することはできない（補助金協定第10条に対する注）。これは、相殺関税も国内産業に対する損害を保護するための制度である以上、同一の目的のために複数の救済手段を同時に実行する必要はないからである。他方、補助金供与国又は第三国市場における輸入代替、価格押下げ等を理由とする WTO 勧告の場合は、同一の補助金について相殺関税を発動することを妨げら

れない。

(c) 国内産業の損害及び因果関係

これらについては、補助金協定第 15 条及び 16 条に詳細に規定されており、その内容は AD 協定の規律とほぼ同様である（第 6 章アンチ・ダンピング措置参照）。

(d) 効果

特定性のある補助金によって国内産業に損害が生じていると認められる場合、輸入国は当該産品に対して補助金の額を限度に相殺関税を課することができる（補助金協定第 19 条 4）。補助金の額とは、問題となっている資金的貢献と市場において同様の資金的貢献を受けた場合の差額（すなわち、資金的貢献によって生じる利益の額）のことである（補助金協定第 14 条）。相殺関税が補助金の利益が上乗せされて低価で輸入される産品によって国内産品が競争上劣位になることを防ぐことが目的であることに照らせば、補助金の利益の額だけ関税を賦課することによって輸入品と国内産品との競争条件を揃えることができるため、この額が相殺関税の上限とされているのである。

なお、毎年一定額の補助金が繰り返し供与される場合であれば、相殺関税はこれに応じて補助金額を上限に毎年賦課することができるが、出資、貸付等の 1 度きりの補助金によって設備投資等を行った場合、どのように「補助金の利益」を算定して相殺関税を賦課するかが問題となる。補助金協定において明文規定は存在しないが、補助金の利益が複数年にわたってどのように使用されて産品に「上乗せ」されているかについて輸入国の調査当局が合理的な範囲内で認定することが許されていると考えるべきである。この点、上級委員会は、出資及び債務免除の補助金の利益が 5 年にわたって配分されると調査当局が認定した場合、6 年目以降は相殺関税を賦課することはできないと判示している（日本—韓国産 DRAM への相殺関税措置 (DS336) 上級委バラ 214）。

(補論) 「グリーン補助金」について

補助金協定第 8 条及び 9 条は、一定の研究開発、地域開発援助及び環境保護目的の補助金については、補助金協定第 2 条によって特定性の認められる補助金であっても、WTO 協議要請の対象にも相殺関税の対象にも

しないものと定めていた。

しかしながら、これらの規定は協定発効後 5 年を経過して失効したため（補助金協定第 31 条）、現在は、これらの補助金についても WTO 協議要請の対象となり、また、相殺関税の対象にもなっている。

(3) 開発途上国に関する特別規定

① 輸出補助金に関する特別規定

補助金協定第 3 条 1(a) は輸出補助金を禁止しているが、補助金協定第 27 条 2(a) に基づき、補助金協定附属書 VII(b) に列挙される加盟国については、ドーハ実施閣僚宣言パラグラフ 10.1 で補助金協定附属書 VII(b) の実施要件が定められたことにより同リストから外れた加盟国もあるが、2021 年末現在、10 か国が適用除外となっている（図表 II - 7-1 参照）。

補助金協定第 27 条 2(b) による輸出補助金の適用除外措置は 2015 年末に期限を迎え、当該適用除外を認められていた加盟国は 2 年間の最終移行期間を経て 2015 年末までに全ての輸出補助金を廃止することとなり、補助金委員会において通報審査が行われている¹。従前の経緯については、2017 年版不公正貿易報告書 333 頁参照。

<図表 II-7-1> 補助金協定附属書 VII(b) により輸出補助金が認められる国々 (10 国)

コンゴ、コートジボワール、ガーナ、ホンジュラス、ケニア、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、セネガル、ジンバブエ (G/SCM/110/Add. 18)
--

② 「特定性のある補助金」に関する WTO 協議要請に関する特別規定

補助金協定第 27 条 9 は、原則として、開発途上国を相手に「特定性のある補助金」に関する WTO 協議要請をすることができない旨規定している。もともと、GATT に基づいて与えられた利益（特に関税譲許の利益）の無効化・侵害の結果、補助金を供与している開発途上国内において輸入代替・輸出妨害が認められる場合及び輸入国の国内産業に損害が認められる場合に限っては WTO 協議要請をすることができると定められている。

¹ WTO, G/L/1414, G/SCM/159, 26 October 2021

(4) 相殺関税措置

補助金相殺関税について我が国で調査が開始された事例は、WTO 発足以前のものを含め 2 件²のみであり、関税の賦課に至ったものは 1 件のみである（図表Ⅱ - 7-2 参照）。

なお、近年我が国が他国から調査を受けた事例はないが、世界では相殺関税はしばしば利用されており、過去の発動件数と比較して、引き続き高いレベルで推移している（図表Ⅱ - 7-3 参照）。

² 我が国は、パキスタンからの綿糸に対して1983年4月に調査を開始したが、1984年2月にパキスタンが当該補助金制度を廃止したため、相殺関税を賦課しないこととして調査を終了した。なお、ブラジル産フェロシリコンに対しても1984年3月に相殺関税賦課の申請がなされたが、同年6月に申請が取り下げられたため、調査は開始されなかった。

<図表 II-7-2>WTO 発足以降の主要国の相殺関税調査開始件数 (2022年6月30日現在)

Reporting Member	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022/6/30	Total
Australia	1	1	1			1		1	3			1		2	1	1	2	2	1	2	2	8		3		7	1		41
Brazil							1		1			1					3	1	2	1		1	1				2		14
Canada	3				3	4	1		1	4	1	2	1	3	1	1	2	6	4	12	3	2	11	4	3	4	1	2	79
China															3	1	2	1											17
European Union		1	4	8	20		6	3	1		2	1		2	6	3	4	6	5	2	2	1	2	2	5	3	3	1	93
India															1					1		1		10	9	7		3	32
Japan											1																		1
Mexico			1						1								3		1										6
New Zealand	1	4	1																			1	1	1					9
South Africa			1	1	2	6	1							2															13
United States	2	1	6	12	11	7	18	4	5	3	2	3	7	6	14	3	9	5	19	18	23	16	24	24	17	30	11	9	309

出典：WTO ウェブサイト (Countervailing initiations: by reporting member 01/01/1995 - 30/6/2022)

<図表 II-7-3>WTO 発足以降の主要国の相殺関税賦課件数 (2022年6月30日現在)

Reporting Member	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022/6/30	Total
Australia							1						1			1	1	2	3		2	1	3		1		2		18
Brazil	5								1					1								1	3	1	1				10
Canada	1				5	1			1	2		1	3	1	1	1	4	3			2	2	1	6		1	4	1	41
China															2	2				2			1	1					11
European Union			1	2	3	11		3	2	2					1	3	2		3	2	1	1	1	1	3	3	1	3	49
India																						1	1		5	4	2	3	16
Japan												1																	1
Mexico	7										1							2		1									11
New Zealand		1	2	1																									4
South Africa						2	2																						4
United States	5	2		1	7	7	10	10	2	2		2		7	6	10	3	2	4	7	9	16	11	18	20	13	30	5	209

出典：WTO ウェブサイト (Countervailing measures : by reporting member 01/01/1995 - 30/6/2022)

(5) 経済的視点及び意義

補助金の経済的効果は、国内産業への影響と貿易への影響についてそれぞれあるところ、競争条件にどのような影響があるかについて詳細は、2017年版不公正貿易報告書 336 頁参照。

(6) ドーハ・ラウンドにおける交渉

①交渉の経緯と主要国の立場

2016 年版不公正貿易報告書 382-383 頁参照。

②補助金・相殺措置規律一般

一般補助金については、これまでのパネル・上級委員会の判断を踏まえた関連条文の改正や過去に失効した条文の復活といった提案がなされてきた。

米国は、「禁止補助金の拡大」に関し、2006 年 2 月、財政状況が悪化した企業に対する出融資や、産

業の再編、合理化を妨げる補助金、更には既に失効している補助金協定第 6 条 1 対象の補助金を新たな禁止補助金の有力候補とする旨の提案を行い、2007 年 6 月には、2006 年 2 月の提案を踏まえた協定条文の改正提案を提出した。また、2006 年 5 月には補助金利益の配分方法に関する提案を提出した。

EU は、2006 年 5 月に、国内向け販売価格と輸出価格の二重価格制度や、コスト割れ融資等を禁止補助金に追加することを提案した。

カナダは、2006 年 5 月に「著しい害」について補助金協定第 6 条 1 (1999 年末で失効) の復活と規律の改善等を提案し、同月にはブラジルも同じく「著しい害」に関する提案を行った。カナダは、「特定性」についても、様々な要素を総合判断すべきとの提案を 2006 年 5 月に提出したほか、「補助金利益の移転」について、2004 年 6 月から 2 回にわたり提案した。

豪州は、2005 年 4 月から 4 回にわたり、WTO 違反が確定した補助金の撤廃に関する規律を明確化する提案を行っており、「事実上の輸出補助金」の規律の明確化についても 2004 年 10 月から 4 回にわたり提案し

てきた（2005年11月にブラジルも提案）。その他、輸出信用（ブラジル）や相殺関税規律の明確化（カナダ、EU、台湾、インド）等の条文提案が提出され、議論が行われてきた。

なお、開発途上国は、開発目的のための「特別かつ異なる待遇」（S&D: Special and Differential Treatment）を要求しており、2006年5月にインド、エジプト、ケニア、パキスタンが、輸出補助金の例外措置の判断基準に関する提案を提出した。

その後、2009年12月に中国が相殺関税調査手続に関し、①調査開始後に新たに発見された補助金の扱い、②調査開始前の協議手続の拡充の2提案を提出した。その後、中国は、2010年10月に相殺関税調査手続のファクツ・アベイラブルに関する提案を行い、インドも2010年4月に同様の論点に係る提案を提出した。

2015年6月には、EUが通報義務に関する透明性強化の提案を行うとともに、同年10月にロシアも相殺関税調査手続に関する重要事実開示・秘密情報の取扱い等の手続の透明性向上に関する提案を行った。

また、開発途上国は、改めて「特別かつ異なる待遇」（S&D）を要求し、地域発展や技術開発等の補助金をDSの対象外とする提案及び開発途上国の補助金を国内産品優先使用補助金の対象から除外する提案などを行った。

我が国は、提案ペーパーは提出していないものの、ADの規律強化と同様に、補助金・相殺措置に関する規律強化、明確化には賛成の立場で交渉に臨んでいる。

③漁業補助金

漁業補助金については、これまで、2001年のドーハ閣僚宣言や2005年の香港閣僚宣言に基づき、過剰漁獲の防止等を目的として漁業補助金の規律の策定について議論が進められたが、過剰漁獲・過剰漁獲能力につながる補助金に限定した禁止を主張する意見と一部の例外を除き補助金の原則禁止を主張する意見が対立し、各国の立場は収束しなかった。

2015年、国連において持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、2020年までに過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる特定の漁業補助金を禁止し、IUU（違法・無報告・無規制）漁業につながる漁業補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制す

る旨が目標の一つとして記載された。これを受け、2016年秋以降議論が活発化した。第11回WTO閣僚会議（2017年）では、第12回閣僚会議に向けて交渉に建設的に取り組むこと等が決定され、議論は継続された。SDGsの期限である2020年内の合意には至らなかったが、第12回WTO閣僚会議（2022年）においてIUU漁業（違法・無報告・無規制）漁業に対する補助金、乱獲状態にある資源に関する漁業に対する補助金を禁止する旨を含む漁業補助金協定が合意された。

（7）補助金規律強化に向けた国際的な動き（G7/G20、鉄鋼グローバル・フォーラム、GAMS等）

2016年のG7及びG20において、過剰生産能力問題がグローバルな課題であり協調した対応が必要であること、そして、政府や関連機関による補助金その他の支援が市場を歪曲させ、過剰生産能力問題の原因となっていることへの問題意識が確認された。その後、2019年6月、2020年9月及び2021年10月のG20貿易大臣会合の閣僚声明において、産業補助金についての国際的な規律を強化する必要性が確認されている。

セクター別では、鉄鋼の過剰生産能力と補助金の問題について、「鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラム（GFSEC）」でも議論されている（2019年10月の閣僚会合において中国及びサウジアラビアが延長に賛同せず、その結果、2020年以降は両国を除く31か国・地域により取組が継続されている。）。また、半導体における補助金の問題については、半導体政府当局会合（GAMS（Government/Authorities Meeting on Semiconductors））において議論されている。これらは必ずしも拘束力のある規律を定めることを直接の目的としている枠組みではないが、それがゆえに政府等による支援措置の望ましいあり方について各国が率直に議論し、共通理解を深める役割を担っている。

2. 主要ケース

(1) EU・韓国間の造船紛争 (DS273、301)

EU は、韓国政府が大宇重工業等、商用船を製造している企業について債務免除、出資転換等の支援を行っており、これが補助金協定に違反するとして WTO に申立てを行い、2003 年 7 月 21 日にパネルが設置され、2005 年 3 月 7 日にパネル報告 (DS273) が配布された。パネルは、EU 側の禁止補助金に関する主張は認め、韓国にその廃止を勧告したが、EU 側の「著しい害」についての主張は退け、同年 4 月 11 日の DSB 会合にて採択された。

他方、韓国も、EU の商用船製造業への補助金は WTO 違反であるとして WTO に申立てを行い、2004 年 3 月 19 日にパネルが設置され (DS301)、2005 年 4 月 22 日にパネル報告が配布された。我が国は、造船業に対する国際競争への影響を懸念し、EU・韓国の双方のパネルに第三国参加を行った。韓国は、EU の商用船製造業への補助金は補助金協定第 32 条 1 及び GATT 3 条 4、同 1 条 1 に反することに加えて、当該補助金が、EU の暫定的防衛制度 (TDM :Temporary Defensive Mechanism to shipbuilding) の下、韓国の補助金措置により悪影響を被った EU の造船業を支援するために交付されたものであることは、一方的措置を禁止する WTO 紛争解決了解 (DSU) 23 条にも違反すると主張した。パネルは、まず補助金協定第 32 条 1、GATT 第 3 条 1、同 1 条 1 違反に関しては、韓国の主張を認めず違反なしと判断した。他方、DSU 第 23 条に関する申立てについては、TDM 規則のデザインと構造は、紛争解決手続の開始から終了までの期間に適用を限定するものであり、WTO 紛争解決手続と同じ種類の是正を求めるものと解され、また、韓国による当該補助金交付を変更するインセンティブを創出する効果を TDM 規則が有することを理由に、パネルは TDM 規則を違反の是正を求める措置と認定している。このように TDM のメカニズムは WTO 紛争解決と同じ種類の是正を求めるものであり、DSU 第 23 条 1 に違反するとパネルは認定した。当該パネル報告書に対して上訴はなく、2005 年 6 月 20 日、DSB 会合にて採択された。なお、TDM 規

則は 2005 年 3 月 31 日に有効期間が終了している。

(2) 米国と EU の民間航空機補助金に関する紛争 (DS316・347、DS317・353・487)

この紛争は、民間航空機産業の二強である米ボーイング社と欧州エアバス社間の世界市場での競争を背景としたもので、WTO 協定の補助金規律との関連をめぐって、長期にわたり米欧間で WTO 紛争解決手続において争われた。米欧間での対立が完全になくなったわけではないが、2021 年 6 月の米欧合意により、相互に対抗措置の発動を停止し、WTO 枠外での定期的な対話の機会を設けることで、いったん紛争は沈静化した形となっている。

なお、以下一連のパネル報告書・上級委報告書・仲裁裁定により、補助金規律に関する重要な判示が示されているが、それらの主要な法的論点については「2020 年版不公正貿易報告書第 II 部第 7 章のコラム「エアバス・ボーイング紛争と補助金規律」にまとめたので、そちらも参照されたい。

①2000年代初頭の状況

かつて民間航空機市場はほぼ米ボーイング社の独占状態であったところ、1980 年代後半より、欧州エアバス社は EU 各国政府 (英・仏・独・西) の補助金を活用し民間航空機市場のシェアを大幅に拡大した。これに対し米国は EU の航空産業助成制度は GATT 補助金協定違反であるとして、1991 年 5 月に当時の EEC に対して (旧) 補助金協定に基づいて協議を要請した。1992 年 7 月、米・EU は、国の直接助成は総開発コストの 33% を上限とするなどを盛り込んだ民間航空機協定に合意し (いわゆる「エアバス合意」)、米国は同要請を取り下げた。

しかし、2003 年に入り、エアバス社の納入機数がボーイング社を大幅に上回ったことを受けて、米国は EU 各国政府によるいわゆる「ローンチ・エイド」 (新規事業立ち上げ支援) 等はエアバス合意及び WTO 補助金協定違反であると主張。2004 年 10 月 6 日、米国は EU に対して WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を要請するとともに (DS316)、EU の助成制度は 92 年のエアバス

合意に違反しているとして同協定の即時破棄を通告した。同時に、EU も米国に対し米国の航空機助成がWTO 補助金協定違反であるとして協議要請を行うとともに(DS317)、米国によるエアバス合意の一方的な破棄は認めない旨主張した。

米・EU は2005年1月にWTOの紛争手続をいったん停止し、エアバス合意に替わる新協定の締結に向け交渉を開始したが、同交渉は不調に終わり、同年6月13日に開催されたDSB特別会合において、両者はパネル設置の承認を要請。翌7月20日のDSB定例会合において米・EU双方のパネルが設置され、我が国のほか、豪州、ブラジル、カナダ、中国、韓国の6か国が双方のパネルに第三国参加した。

②エアバス事件(DS316、DS347)

2011年5月18日、DS316の上級委員会報告書が発出された。上級委員会は、EU各国政府がエアバスに供与した「ローンチ・エイド」と呼ばれる機体の売上によっては返済が免除される低利融資は輸出補助金に該当するとパネルの判断を覆し、かかる補助金に輸出条件性はないと判断する一方、米国に「著しい害」を生じさせたと認定した。この中で、上級委員会は、提訴国は相手国の補助金の利益が悪影響を生じさせた時点においても存在することを立証する必要はないと判断し、悪影響が生じた時点において補助金の利益は消滅していたとのEUの主張を退けた。これを受け、2011年12月1日、EUはDSB勧告を履行したとの通報を行ったが、米国はこれに同意せず、同月9日、EUに対して履行確認パネルに先立つ二国間協議を申し込むとともに、対抗措置の申請を行った。2012年1月12日、米EU間で、対抗措置額を決める仲裁手続よりも履行確認手続を先行させる旨の合意(いわゆるシークエンス合意)が成立した。

2012年3月30日に米国が履行確認パネルの設置を要請して同年4月17日にパネルが設置され、2013年4月にパネル会合が行われた。2016年9月、履行確認パネルは報告書を出した。報告書では、米国の申し立てたEU補助金の輸出補助金、ローカルコンテンツ補助金該当性は否定。米国の申し立てのとおり、イエロー補助金について各補助金の「害の除去」又は「補助金の撤回」(補助金協定第7条8)があったとは言えず、EUは勧告を履行していないと認

定。2016年10月、EUが上訴、米国も附帯上訴を行い、2017年5月及び9月に上級委員会が行われた。

2018年5月15日に発出された履行確認上級委報告書は、パネルがEUの不履行を認定した補助金の一部について、履行期間満了時すでに「不存在」であったから補助金協定第7条8上何らの義務も生じない、としてパネルの判断の一部を覆した。

これに対し、EUは再び履行に関し当事国間で意見の相違があるとして同年5月29日、再度二国間協議を要請し、これに基づいて8月に二度目の履行確認パネルが設置された。この二度目の履行確認手続に関しては、米EU間でのシークエンス合意は締結されず、米国が同年7月に再開を申し立てた対抗措置仲裁手続が先行し、翌2019年10月に対抗措置上限を約74億ドルと算定する仲裁判断が公表・採択され、同月米国による対EU産品への対抗措置が実際に発動された。その後の12月2日に公表された第二履行確認パネル報告書は、EUの主張を退け、EUの不履行を確認したため、結果として米国による対抗措置の継続を是認することとなった。

③ボーイング事件(DS317、DS353)

EUは、DS317のパネル論点より広い論点を取り上げるため協議要請を行い、同年2月17日に追加パネル(DS353)が設置された(DS317の手続は停止)。DS353については、2012年3月13日に上級委員会報告書が発出された。上級委員会は、米国政府(NASA及び国防省)が供与した研究開発補助金等について、EUに「著しい害」が生じていると認定したパネルの判断を支持した。これを受け、2012年9月23日に、米国はDSBの勧告を履行したとの通報を行ったが、同年10月11日、EUはこれには疑義があるとして米国に対して履行確認パネルの設置を要請し、同月30日にパネルが設置された。なお、EUは、パネル設置要請に先立ち、2012年9月27日に対抗措置の申請を行ったが、米国とのシークエンス合意の結果、対抗措置仲裁のためのプロセスは一時中断された。その後、2013年10月にパネル会合が開かれ、2017年6月に報告書が発出され、同研究開発補助金等による「著しい害」を除去すべきとの上級委勧告を米国は適切に履行しなかったと認定した。同6月、EUは損害認定等一部判断に不服があるとして上訴、米国も附帯上訴を行った。

2019年3月に公表された履行確認上級委報告書は、

一種類の輸出補助金及びイエロー補助金を認定し、措置の是正を勧告した。これに基づき同年6月にEUが対抗措置仲裁プロセスの再開を申請した。2020年10月に対抗措置上限を約40億ドルと算定する仲裁判断が公表・採択され、同年11月にはEUによる対米産品への対抗措置が実際に発動されている。

④ボーイング事件Ⅱ (DS487)

EUは、2014年12月、ワシントン州による航空宇宙企業向け税制優遇等について、新たな協議要請を行い、2015年4月にパネルが設置された (DS487)。2016年11月にパネル報告書が配布され、同州優遇税制が航空機の最終組立て拠点等をワシントン州内に置くことを要求する点が、事実上、国産品を優遇するローカルコンテンツ補助金に該当し、違法であるとした。2016年12月、米国は上訴した。

2017年9月に上級委報告書が発出された。上級委は、同規定はあくまで組立て拠点を同州内に置くことだけを求めるもので、国産品の使用は条件ではない (制度上は輸入部品の使用も可能) と認定し、パネルの判断を覆した。これにより、米国の逆転勝訴が確定した。

⑤米欧合意 (2021年6月)

2021年3月、米欧両国は、対話による紛争解決のためとして相互に対抗措置の発動を4か月停止する旨を発表した。この間、両国間の対話の進展が見込まれていたところ、同年6月、米欧両国は、「大型民間航空機に関する米欧共同の協力枠組み」を同時に発表。そこでは、米欧は、それぞれの貿易担当大臣が主導する大型民間航空機に関する作業部会を設置し、両国間の紛争について定期的に (少なくとも年1回) 協議することされた。大型民間航空機の生産・開発のための補助金については、「市場条件のもと」「オープンで透明性のあるプロセスを通じて」交付することは妨げられないとする。しかし、その開発成果は「法律で認められた範囲内で広く利用可能とする」一方、「相手側に悪影響を及ぼすような方法で」の支援は行わない、と、補助金規律を意識した合意がなされている。

上記の履行を前提として、米欧双方によるお互いに対する対抗措置は5年間停止されることとなっ

た。

なお、上記米欧合意には、「それぞれの大型民間航空機産業に損害を与える可能性のある第三国の非市場的慣行を共同で分析し、対処する」との条項もあり、中国をはじめとする新興国の航空産業の成長に対する懸念も示唆されている。

(3) 針葉樹製材紛争 (DS236、257、264、277、533、534)

<米加針葉樹製材紛争の経緯>

カナダの森林の多くは、州有林・連邦有林で占められており、州がスタンページ制度 (州有林・連邦有林の伐採権を払い下げる制度) を運用することにより、州内の製材業界へ針葉樹の原木が供給されている。

米国の製材業界は、1980年代以降、カナダの製材が、スタンページ制度での低い立木価格の設定により、安価で輸出され、米国で高い市場シェアを維持していると問題視してきた。1986年から1991年には両国間のMoUにより、1996年から2001年には「米加針葉樹製材協定」により、輸出税の賦課等によって、一時的に両国の紛争が解決されてきた。

<相殺関税とAD関税の賦課開始>

2001年の「米加針葉樹製材協定」の失効後、2002年5月2日に、米国国際貿易委員会 (USITC) は、カナダ産針葉樹製材の輸入により、米国針葉樹製材業界に損害がもたらされる恐れがあるとの最終決定を行った。その後、米国政府は、2002年5月22日から、カナダ産針葉樹製材に対する相殺関税 (一律適用18.79%) 及びアンチ・ダンピング (AD税) (企業ごとに設定。平均8.43%) の賦課を開始した。

<相殺関税に関するパネルの設置>

カナダ政府は米国が賦課した相殺関税がWTO協定に抵触していると主張し、カナダ政府の要請によりWTO紛争解決了解に基づくパネルが、仮決定については2001年12月5日に (DS236)、最終決定については2002年10月1日に (DS257)、それぞれ設置された。

2002年9月27日に、仮決定についてのパネル (DS236) は、①スタンページ制度はWTO協定上の補助金に該当するものの、②米国の調査は協定違反であるとの最終報告書を示し、11月1日にDSB会合で採択された。

2003年8月29日に、最終決定についてのパネル(DS257)も仮決定パネル(DS236)と同様の判断を含む報告書を示したが、10月21日に、米国はこれを不服として上級委に上訴した。2004年1月19日に、上級委は、米国商務省の調査における補助金の計算方法が協定違反とするパネルの判断は覆したものの、補助金の転嫁分析を怠ったことはWTO協定違反であるとの報告書を示し、2月17日にDSB会合でこれらが採択された。米国商務省は、DSBの勧告及び裁定に従う措置であるとして、12月6日に修正された相殺関税決定を発令し、また12月20日には第1回行政見直しの最終決定を発令した。

カナダ政府はこれらの措置を不服として、当該措置とWTO協定との整合性等を判断するためのパネル設置を求めた結果、2005年1月14日に、履行パネルが設置された。8月1日にパネル報告書、12月5日に上級委報告書が配布され、米国商務省のこれらの措置はWTO協定に違反している等とする裁定がなされた。

<AD税に関するパネルの設置>

米国が行ったアンチ・ダンピング最終決定についても、カナダ政府の要請により、2003年1月8日にパネルが設置され(DS264)、2004年4月13日にパネル報告書、8月11日に上級委の報告書が示された。その結果、米国商務省のダンピング最終決定はゼロイングを適用したものであってWTO協定に違反している等との裁定がなされた(8月31日のDSB会合で採択)。これを受けて、米国商務省は、2005年4月15日に、アンチ・ダンピング最終決定の修正決定を発令したが、カナダはこの修正決定はなおWTO協定に違反しており、紛争解決機関の勧告及び裁定に従った措置ではないと主張して、履行パネルの設置を要請し、2005年6月1日に、履行パネルが設置された。2006年4月3日に、米国の措置はWTOに整合的であり紛争解決手段の勧告及び策定に従ったものである旨の履行パネル報告書が出されたため、カナダは上級委員会に上訴した。同年8月15日に上級委員会はパネルの結論を覆し、米国の措置はWTO協定違反であり勧告及び策定に従っていないとする報告書を配布した。

また、USITCの損害認定についても2003年5月7日にパネルが設置され(DS277)、2004年3

月22日にはUSITCによる調査はWTO協定違反である旨のパネル報告書が示され、2004年4月26日に、DSB会合にて採択された。これを受けて、USITCは、2004年11月24日に修正決定を発令したが、カナダはこの修正決定はなおWTO協定に違反しており、DSBの勧告に従った措置ではないと主張して、2005年2月25日に、履行パネルが設置された。

同年11月15日に、履行パネルはUSITCの修正決定はWTO協定には違反していないとするパネル報告書を発出したため、カナダは上級委員会に上訴した。2006年4月13日に上級委員会は報告書を配布し、USITCの修正決定はWTO協定違反であると認定し、米国の措置はDSBの勧告に従ったものであるというパネルの結論を破棄する等の裁定を下した。

<「米加針葉樹製材協定」の合意>

2006年9月12日、両国間で、本件紛争を包括的に解決する合意(「2006年の米加針葉樹製材協定」：SLA)が締結され、同年10月12日に発効した。本合意には、米国がアンチ・ダンピング税及び相殺関税を適時的に撤廃し、2002年度以降の累積課税額約50億米ドルのうち、40億米ドルをカナダに返還(残る10億米ドルは、米国製材業界向けの資金等に充当)すること、また、本合意の有効期間内に新たな調査を開始しないことが含まれている。一方、カナダは、米国内価格が一定水準を下回った際に、輸出税の徴収若しくは輸出税と数量制限の併用のうちいずれかの措置を採ることとなっている。具体的には、輸出税率は軟材(針葉樹材)製品の月平均価格に連動して0%から15%の間で段階的に設定される。また、米国内のカナダ産木材市場シェアが低下した場合等には、カナダは、徴収した輸出税を輸出者に還付することになっている。

<協定の履行に関する紛争>

米国は、2007年8月に、カナダによる追加的輸出管理措置発動の基準となる輸出量の決定にあたり、カナダが米国における消費量の減少を考慮に入っていないことは合意に違反しているとして、救済を求めてロンドン国際仲裁裁判所に提訴したが、2008年3月に、ロンドン国際仲裁裁判所は、米国の主張を退けた。

並行して米国は、2008年1月に、ケベック州及びオンタリオ州による減税や補助金交付が、カナダが合意において行わない旨を約束した輸出管理措置の迂回にあたるとして、ロンドン国際仲裁裁判所に提訴を行

い、同裁判所は、2011 年 1 月に、カナダの SLA 違反を認めた。カナダは、この仲裁に従い、同年 3 月から、オンタリオ州及びケベック州からの輸出に対して追加輸出税を賦課し始めた。

米国は更に、2011 年 1 月に、カナダのブリティッシュ・コロンビア州内の公有地で伐採された木材のコストが SLA で定められた基準を下回るとしてロンドン国際仲裁裁判所に提訴し、2012 年 7 月 18 日に、国際仲裁裁判所は、ブリティッシュ・コロンビア州内の公有地で伐採された木材のコストが SLA で定められた基準を下回るという米国の訴えを退けた。米国はこの判決に不満を示しながらも、今後もカナダの動向を注視する旨を表明した。

SLA の有効期間は 7 年間であったが、2012 年 1 月に 2015 年まで 2 年間延長された後、2015 年 10 月に失効した。

<相殺関税と AD 税の再賦課>

2017 年 4 月 24 日に、米国商務省はカナダ産針葉樹材に対して、3.02~24.12%の相殺関税を適用する仮決定の発表を行い、同年 4 月 28 日から米国税関・国境警備局で預託金の徴収を始めた。仮決定により、最高で 24.12%の相殺関税が課せられるとともに、カナダの 4 大企業を除く製材企業に対しては 90 日間遡って適用された。また、同年 6 月 26 日に、米国商務省は、カナダ産針葉樹材に対して 4.59~7.72%のアンチ・ダンピング税を適用する仮決定を発表した。

同年 12 月 7 日に、米国国際貿易委員会は、米国商務省が最終決定したカナダ産針葉樹材への相殺課税及びアンチ・ダンピング税について、米国国内産業への実質的な損害を認める最終認定を発表した。2018 年 1 月 3 日に米国商務省等の命令により、相殺課税及びアンチ・ダンピング税を合算した 20.23%の税率導入が実施されることとなった。なお、特定企業 5 社については、個別の税率が設定された。

2020 年 11 月 24 日に、米国商務省は、定期的な見直しにより、相殺課税及びアンチ・ダンピング税の税率を 8.99%に引き下げることを発表した。なお、特定企業 4 社については、個別の税率が設定された。

<紛争処理パネルの再設置>

これに先立って、2018 年 4 月 9 日に、DSB は、

カナダ政府の要請に応じて、米国がカナダ産針葉樹材輸入時に課している相殺関税及びアンチ・ダンピング税について、紛争処理パネルの設置を決めた (DS533、DS534)。2019 年 4 月 9 日に、アンチ・ダンピング税に係るパネル (DS534) は、カナダの主張を一部却下する旨の報告書を提出した。これに対して、カナダは同年 6 月 4 日に上級委員会へ上訴した。また、2020 年 8 月 24 日に、相殺関税に係るパネル (DS533) は、米国が補助金協定に違反している旨の報告書を提出した。これに対して、米国は同年 9 月 28 日に上級委員会へ上訴した。

(4) 米国の綿花補助金に関する紛争 (DS267)

米国の綿花補助金については、ブラジルが紛争提起し、パネル報告は 2004 年 9 月 8 日に、上級委員会報告は 2005 年 3 月 3 日に発出され、同月 21 日に DSB 会合において採択された。これを受けて米国下院は、補助金協定違反とされた輸出信用保証制度等を廃止する 2005 年財政赤字削減法案を 2006 年 2 月に承認した。しかし、米国の履行は不十分と主張するブラジルの要請により、2006 年 9 月 28 日に履行パネルが設置された。我が国は第三国参加をしており、2007 年 12 月 18 日、履行パネル報告書が発出され、米国側が是正したと主張する高地産綿花に対する国内支持制度は、依然として WTO 協定違反であるとの判断がなされた。その後、2008 年 2 月 12 日に米国の要請により、履行パネルが設置されたが、6 月 2 日、上級委報告書は、依然として補助金及び WTO 協定違反であると判断し、米国の敗訴が確定した。2009 年 8 月に発出された仲裁報告書により、ブラジルに年間 2 億 9,500 万ドル（ただし、最近のデータにより算出するため額は毎年変更）の対抗措置が認められた。

これを受け、ブラジルは 2010 年 3 月に対抗措置の対象製品リスト（化粧クリーム、プラスチック製家具など最終消費財を中心に 102 品目）案を示し、4 月 7 日に発動すると発表した。また、知的財産権の改正案も発表した。措置は 21 にのぼり、米国特許や著作権のブラジルでの登録に、特別税を課税するものであった。

これを受けた米国は執行を避けるべく協議を続けた結果、2010 年 4 月 20 日、ブラジルと覚書を結んだ。

覚書の内容には、(1) 米国側の輸出信用保証プログラムの一つ (GSM102) の若干の改正、(2) ブラジルの綿花生産者への技術支援、(3) 口蹄疫病により輸入制限の対象となっていたブラジル・サンタカタリナ州産牛肉の輸入解禁、(4) 米国の予算を使ってサブサハラアフリカ諸国、南米南部共同市場 (メルコスール) 加盟国及び準加盟国 (ブラジルのほか、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、チリ、ボリビア、ベネズエラ)、ハイチ、その他両国が選んだ途上国の綿花生産者に対する国際協力の共同実施などが含まれる。これと引換えに、ブラジル側は対抗措置の発動を 60 日間延期した。

2010 年 6 月、両国は 2 フレームワークの合意に達し、ブラジルは、米農業法改正が決議される 2012 年 9 月まで対抗措置を発動しないことを決定した。その後、2008 年農業法は 2013 年 9 月 30 日まで 1 年延長されたのち失効していたが、2014 年 2 月に改正農業法が成立した。

その後、ブラジルによって対抗措置が発動されることなく、2014 年 10 月、当事国間で、米国がブラジルの綿花関連団体に対し、30 億ドルを贈与する旨約束する覚書に合意し、紛争が終結した。

(5) 米国の輸出企業促進税制 (ETI, 旧 FSC) (DS108)

米国は、国内で生産した物品を米国外で販売又はリースを行う外国企業 (外国販売会社 (FSC : Foreign Sales Corporation)) が得る収入のうち、一定以上の米国産品を含む輸出収入の一定部分を所得税の課税対象から控除するとともに、米国の親会社が FSC から受け取る配当金についても所得税の対象から控除していた。当該制度は、主に米国の親会社が海外領等に設けた子会社を通じて輸出活動を行う際に用いられていた。

EU は、1997 年 11 月、当該輸出免税制度が補助金協定第 3 条で禁止されている輸出補助金及び国内産品優先使用補助金に該当するとして、米国に対して WTO 協定に基づく二国間協議を要請したが、問題の解決に至らず、1998 年 9 月にパネルが設置された (我が国は第三国として参加)。1999 年 10 月に、パネルは、FSC 制度の下における税控除は本協定上の輸出補助金に該当するとして当該制度を 2000 年 9 月

までに廃止することを勧告した (他方、国内産品優先使用補助金については、認定を行わなかった)。2000 年 2 月、上級委員会はパネルの判断を支持したため、米国は 2000 年 11 月 1 日までに FSC 制度を撤廃することを表明し、FSC 廃止及び改正法案の審議を議会で開始、同年 11 月 17 日、FSC 廃止法案並びに改正法 (域外所得排除法、ETI : Extraterritorial Income Exclusion Act of 2000) が大統領の署名を得て成立した。

この ETI について、米国は、①商品 (サービスを含む) が米国内で生産されることを要件としていないことによって、税額控除対象の拡大が図られたため、輸出補助金に該当しない、②歳入法典を改正し、一定の条件の下で生産された商品 (サービスを含む) を米国外で販売、リースすることによって得られた所得に係る税額控除を歳入法典から除外することとしたので、補助金協定上に定める補助金に該当しない旨を主張した。これに対し EU は、ETI は、①未だ米国外での販売を条件付けており輸出補助金に該当すること、②50%以上の米国コンテンツを要件としており国内産品優先使用補助金に該当すること、更に③経過措置として 2000 年 11 月以降も FSC を継続できるとしていることは、2000 年 11 月 1 日までに廃止するとの決定に違反することから引き続き補助金協定違反であると主張し、DSU 第 21 条 5 に基づき ETI の WTO 整合性を判断するパネル (第一回履行パネル) の設置を求めた。また同時に、米国製品に対する対抗措置候補リストを提出し対抗措置発動に向けた準備を進めた。

2001 年 8 月、第一回履行パネルは、EU 及び我が国等の主張を全面的に認め、ETI は補助金協定及び農業協定上禁止される輸出補助金に該当するとともに、ローカルコンテンツ要求は GATT 第 3 条の内国民待遇違反であると認定した。米国は、10 月、税額控除を受けるための方法が輸出に限定されないことから、必ずしも ETI と輸出は直接的な因果関係にあるのではないとして、ETI が輸出補助金にあたらぬと反論、上級委員会に上訴したものの、2002 年 1 月、上級委員会はパネルの判断を支持し、ETI を協定違反とする判断を下した。

ETI を巡る最大の論点の 1 つに、補助金協定と外国源泉所得に対する二重課税防止との関係を巡る問題がある。米国は、ETI は外国源泉所得に対する二重課税防止を目的とした制度であり、係る制度は補助金協

定附属書 I の注 3 (Footnote 59) において

認められていることから、禁止補助金である輸出補助金には該当しないと強く主張していた。これに対し、EU 及び我が国等は、ETI は FSC を単に「化粧直し」したものに過ぎず、輸出補助金であることは明らかであること、また、ETI による税額控除の範囲は選択的であり、二重課税防止を目的とした制度であるとの米国の主張は受け入れ難いことなど、米国の主張に反論した。

本件の対抗措置の規模については、仲裁により、2002 年 8 月、EU の主張である約 40 億ドルの金額が認められた。

ETI 廃止法案である「米国雇用創出法」は、2004 年 10 月 22 日に大統領署名を得て成立した。これを受けて EU は、同法が施行される 2005 年 1 月 1 日に対抗措置 (2004 年 3 月 1 日発動) を一時的に解除する一方、同法に関する履行パネル (第二回履行パネル) の設置を要請し、同パネルは 2005 年 2 月 17 日に設置された。EU は、①ETI 廃止までの経過期間中 (2 年間)ETI による利益の一部が継続すること (「経過規定」)、②2003 年 9 月 17 日以前に締結された契約については ETI 法廃止後も利益の存続が認められること (「祖父条項」) 等が協定に不整合であると主張した。これに対して米国は実体法上の反論は行わず、第一回履行パネルが新たな勧告を行わずに原手続の DSB 勧告が有効であると述べたにとどまったことを捉えて、第一回履行パネル・上級委員会の勧告は ETI 法に関連しないとの主張を行った。パネルは米国の主張を退け、「米国雇用創出法」により FSC 及び ETI 補助金が存続する限りにおいて、米国が DSB 勧告を完全に実施したとはみなされないとの判断を下し、2005 年 9 月 30 日に履行パネル報告書が配布された。2006 年 2 月 13 日、上級委員会はパネルの判断を全面的に支持し、米国は依然として DSB 勧告に従っていないと結論づけた。

米国議会は同年 5 月、「米国雇用創出法」の祖父条項を廃止する条項を含む減税法案を可決した。これを受け EU は、対抗措置の停止期間を 5 月 29 日まで延長すること、また、5 月 26 日までにブッシュ大統領が減税法案に署名すれば、対抗措置の発動について定めた規則を 5 月 29 日をもって廃止することを規定する理事会規則を採択した。

5 月 17 日、ブッシュ大統領が同法案に署名を行っ

たことを受け、EU の対抗措置の発動規則は同月 29 日をもって廃止された。